

## 静岡県告示第43号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成30年静岡県告示第828号により指定した要措置区域の全部の指定を次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 指定を解除した要措置区域

磐田市一言字北原3275番の一部（次の図に示す部分に限る。）

### 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

### 3 講じられた措置等

基準不適合土壌の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び西部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）